募集型企画旅行契約

社名：株式会社ハッタースコットプロモーション
観光庁長官登録第2号（第2種）

第1章　総則

適用範囲
第1条

当社が旅行との間で締結する募集型企画旅行契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に従って、約款の取引の条件又は説明書面の記載事項の一部を変更したときは、前項の規定にかかわらず、その約款が適用されます。

用語の定義
第2条

この約款で「募集型企画旅行」とは、旅行者が運賃・料金をあらかじめ定められた一つの旅行代金の額以外の額で提供されるサービスその他の旅行に関する付加的なサービスの全部又は一部を当社が手配する旅行をいいます。

2 この約款で「旅行者」とは、当社と募集型企画旅行契約を締結する者をいいます。

3 この約款で「旅行開始日」とは、募集型企画旅行契約に基づき旅行者が最初に利用する運送機関の出発日をいいます。ただし、当社が旅行者に対して行う送迎サービスのみを利用する場合は、その送迎サービスの開始日をいいます。

4 この約款で「旅行終了日」とは、募集型企画旅行契約に基づき旅行者が最後に利用する運送機関の到着日をいいます。ただし、当社が旅行者に対して行う送迎サービスのみを利用する場合は、その送迎サービスの終了日をいいます。

5 この約款で「手配旅行契約」とは、旅行者又は企画旅行契約に基づく旅行者の募集のために当社が提供する企画旅行以外の旅行サービスの手配又は代理を引き受けることをいいます。

旅行契約の内容
第3条

当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社に対して支払う運賃・料金総額等の額や、募集型企画旅行に関する全ての条件について、この約款によります。ただし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

申込の方法
第4条

当社は、募集型企画旅行契約の締結に当たって、申込の方法及び一定の条件を定めることがあります。

このページの先頭へ

第2章　契約の締結

契約の申込み
第5条

当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする者が旅行者になるときは、当社所定の申込書に以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が定めた方法をお取り扱いください。

1 当該募集型企画旅行に参加する旅行者の氏名、年齢、性別、住所、電話番号その他当社が必要とする事項

2 必要に応じ旅券の番号及び有効期限

3 第一号の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 旅行者が未成年者であるときは、法定代理人の同意を証する書面を申込書に添えてください。ただし、当社が特に承諾したときは、この限りではありません。

当社等による参加
第6条

当社は、事業者、ファンクションその他の業務を行う募集型企画旅行契約の円滑な実施のために必要な者を、旅行者に対して同行させることがあります。旅行者は、当社が同行者を指定したときは、当社の指定する者の指揮に従ってください。

2 前項の同行者にかかる費用は、旅行者の負担とします。

3 前項の同行者による行為は、当社の行為とみなします。

契約の成立時期
第7条

当社は、旅行者から申込金の支払を受けたときは、申込を承諾したものとします。

2 当社は、前項の申込金の支払を受けるまでは、当社が契約の締結を拒否する場合があります。

契約書面の交付
第8条

当社は、本邦内における旅行の場合を除いて、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の所定の事項を記載した書面又は電子的記録媒体（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が契約書面を交付するまでは、旅行者は旅行サービスの提供を受けることができません。

確定書面
第9条

当社は、旅行者が旅行開始前の適当な時期に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の所定の事項を記載した書面又は電子的記録媒体（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 当社が確定書面を交付するまでに、当社が、前納金のみの一方又は全額の支払を旅行者に対して求めることがあります。

このページの先頭へ

第3章　契約の変更

契約内容の変更
第10条

当社は、天候変更、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じたときは、旅行者に対する当該事由の説明、旅行者の安全の確保その他の適切な措置を講じた上で、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

当社が行なう契約の変更
第11条

当社は、次の各号の一に該当するときは、旅行者の承諾を得ないで、旅行者に対する通知により、募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

(1)変更後の旅行開始日が旅行者の申込みに係る旅行開始日の前日から起算して遡及して3日目に当たる日より前の日であるとき。

(2)変更後の旅行終了日が旅行者の申込みに係る旅行終了日の翌日から起算して3日目に当たる日より後の日であるとき。

(3)変更後の旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容の変更が軽微であるとき。

2 当社は、前項の規定により募集型企画旅行契約の内容を変更するときは、その内容を旅行者に対し速やかに通知します。

旅行者の変更の受理
第12条

当社は、旅行者が次の各号の一に該当するときは、その者の募集型企画旅行契約上の地位の変更を承諾することがあります。

(1)旅行者が病気、事故、出頭要請、裁判員選任その他やむを得ない事由により旅行を中止するとき。

(2)旅行者が旅行開始前に解除権を行使するとき。

(3)旅行者が旅行開始後に中途解除権を行使するとき。

3 前項の規定により旅行者の地位の変更を承諾することができる場合は、次の各号に掲げる場合とします。

(1)前項第1号に該当する場合　同行者全員の承諾があるとき。

(2)前項第2号に該当する場合　当該旅行者の権利義務を継承しようとする者が、当該募集型企画旅行契約に係る旅行サービスの提供を受けるために必要な条件を満たしているとき。

(3)前項第3号に該当する場合　当該旅行者の権利義務を継承しようとする者が、当該旅行者が当該募集型企画旅行契約に係る旅行サービスの提供を受けるために必要な条件を満たしているとき。

4 第2項の規定により旅行者の地位の変更を承諾するときは、当社は、当該旅行者に対し、次の各号に掲げる取消料を請求します。

(1)前項第1号に該当する場合　旅行者1人につき5,000円

(2)前項第2号に該当する場合　旅行者1人につき5,000円

(3)前項第3号に該当する場合　旅行者1人につき5,000円

5 当社は、第2項の規定により募集型企画旅行契約の内容を変更することがあった場合において、当該変更が旅行者の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該旅行者に対し、違約料を請求します。

6 第2項の規定により旅行者の地位の変更を承諾するときは、当該旅行者が当該募集型企画旅行契約に関して当社に対し負担する債務を当該旅行者の地位の変更を受ける者に負担させることがあります。

このページの先頭へ

第4章　契約の解除

旅行者の解除権
第13条

当社は、旅行者が募集型企画旅行契約を解除するときは、当該旅行者から次の各号に掲げる取消料を収受します。

(1)旅行開始日の前日から起算して遡及して8日目に当たる日より前の日の解除　旅行代金の額の20%

(2)旅行開始日の前日から起算して遡及して7日目に当たる日以降旅行開始日の前日までの解除　旅行代金の額の30%

(3)旅行開始日の当日の解除（第15条第1項第3号の場合を除く。）　旅行代金の額の40%

(4)旅行開始後又は連絡なしに旅行開始日に参加されなかった場合（第15条第1項第3号の場合を除く。）　旅行代金の額の50%

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる取消料を収受します。

(1)当該旅行者が当該募集型企画旅行契約に係る旅行サービスの提供を受ける権利を他人に譲渡した場合　旅行代金の額の10%

(2)当該旅行者が当該募集型企画旅行契約に係る旅行サービスの提供を受ける権利を他人に譲渡した後に解除した場合　旅行代金の額の20%

3 当社は、旅行者が旅行開始日に旅行を開始しなかった場合において、その者から旅行開始日の前日までに解除の申出がなかったときは、当該旅行者が当該募集型企画旅行契約を解除したものとみなします。

当社の解除権
第14条

当社は、次の各号の一に該当するときは、旅行者と当該募集型企画旅行契約を解除することがあります。

(1)旅行者が当該募集型企画旅行契約に係る旅行サービスの提供を受ける権利を他人に譲渡しようとするとき。

(2)旅行者が旅行開始後に中途解除権を行使するとき。

(3)旅行者が次のいずれかに該当し、当該募集型企画旅行契約を継続することが適当でないと認められるとき。

ア　暴力団員等であると認められるとき。

イ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することが明らかであるとき。

ウ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

エ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

オ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

カ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

キ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ク　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ケ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

コ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

サ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

シ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ス　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

セ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ソ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

タ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

チ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ツ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

テ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ト　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ナ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ニ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ヌ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ネ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ノ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ハ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ヒ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

フ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ヘ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ホ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

マ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ミ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ム　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

メ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

モ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ヤ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ユ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ヨ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ラ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

リ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ル　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

レ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ロ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ワ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ヲ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ン　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ガ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ギ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

グ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ゲ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ゴ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ザ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ジ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ズ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ゼ　暴力団員等であると認められる者が当該募集型企画旅行に参加することを知りながら、これを容認したとき。

ゾ